

「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」

令和6年度実施状況

第1 損害回復・経済的支援

1 損害賠償請求等に関する周知	1
2 給付金制度等の充実	2
3 居住先の安定確保	3
4 安定的な雇用の継続	4

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等	5
2 安全の確保の充実等	7
3 保護、捜査、公判における配慮の充実等	9

第3 刑事手続への関与拡充

1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実	11
--------------------------------	----

第4 支援体制等の整備充実

1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の 充実強化	13
2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成	16
3 民間支援団体等に対する援助	17

第5 県民の理解の増進

1 各種啓発による県民理解の増進	18
2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実	20

「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に係る令和6年度実施状況について

第1 損害回復・経済的支援

1 損害賠償請求等に関する周知（基本法第12条関係・条例第13条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 損害賠償請求等に関する制度の周知 犯罪被害者等に対し、刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写及び不起訴記録の弾力的開示など、損害賠償請求等に関する各種制度の周知を図る。	○ 犯罪被害者等が抱える様々な問題に対応する機関・団体の情報等を記載した「令和6年度版 犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、市町村や関係機関に配付したほか、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（以下：県ウェブサイト）に掲載し、県民への周知を図った。 ○ 犯罪被害者等に対し、被害者の手引「被害者とその家族のために」（刑事事件用）、「交通事故の被害者とその家族のために」（交通事故用）を配布・説明し、必要とする情報の提供に努めた。 ○ 犯罪被害者等の要望に応じ関係機関のパンフレットを配布するなど、各種制度の周知に努めた。	県民生活課 警察本部 （警務課） （捜査第一課） （交通指導課）
(2) 各種経済的支援制度の周知 関係機関が相互に連携しつつ、パンフレットやウェブサイト、市町村広報紙等を活用しながら、下記の経済的支援の周知を図る。	○ 「令和6年度版 犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、市町村や関係機関に配付したほか、県ウェブサイトに掲載し、県民への周知を図った。	県民生活課
ア）（公社）秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者等に対する治療費等の支援	○ （公社）秋田被害者支援センターの事業内容を掲載しているリーフレット等を対象となる犯罪被害者等に配布して教示した。 ○ 令和6年度は県警察から（公社）秋田被害者支援センターに1件の情報提供を行った。 ○ 「犯罪被害を考える日」や犯罪被害者週間「県民のつどい」等各種機会を捉え、（公社）秋田被害者支援センターのリーフレットを配布するとともに、警察施設に同センターのリーフレットを設置するなど、周知に努めた。 ○ 県警察ウェブサイトに（公社）秋田被害者支援センターの活動内容等を掲載したほか、同センターのウェブサイトとリンクし、相互に犯罪被害者支援制度の情報提供を行った。	警察本部 （警務課）
イ）（公財）暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援	○ 暴力団関係相談に関する情報を共有し、連携して適切な対応を行うこととしているほか、不当要求防止責任者講習や各種会議において、制度の周知を図った。 秋田県民会議のパンフレットやウェブサ	警察本部 （組織犯罪対策課）

周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努める。	○ 県警察ウェブサイトの犯罪被害者支援のページに警察が行う犯罪被害者支援施策を掲載し、県民への周知に努めた。 ○ 令和6年度遺体搬送費公費負担 127件	
(4) 医療費等に係る公費負担制度の周知 特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料、カウンセリング費用、性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用、人工妊娠中絶費用の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう制度を周知するとともに、更なる充実を図る。	○ 対象となる犯罪被害者等に対し、制度を教示し適切に運用した。 ○ 県警察ウェブサイトの犯罪被害者支援のページに警察が行う犯罪被害者支援施策を掲載し、県民への周知に努めた。 ○ 令和6年度初診料等公費負担 - 初診料 53件 - 診断書料 30件 - 死体検案書料 2件 - 緊急避妊費用 12件 - 検査料 13件	警察本部 (警務課ほか)
(5) (公社) 秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知等 傷害、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復、転居等に要した経費に対し、(公社) 秋田被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り効果的な運用に努める。	○ 対象となる犯罪被害者等に対し、特別支援事業を説明し効果的な運用を図った。 ○ 令和6年度は県警察から(公社) 秋田被害者支援センターに1件の情報提供を行った。 ○ 街頭キャンペーン等、各種機会を捉え、(公社) 秋田被害者支援センターのリーフレットを配布して制度の周知に努めた。 ○ 県警察ウェブサイトに(公社) 秋田被害者支援センターの活動内容等を掲載したほか、同センターのウェブサイトとリンクし、相互に支援制度の情報提供を行うことができるようにした。	警察本部 (警務課)
(6) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援の周知 海外での犯罪行為により死亡した被害者の遺族又は障害が残った被害者に対し、弔慰金等を支給する制度の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努める。	○ 令和6年度は同制度の対象者がいなかったものの、職員に対し各種専科や巡回教養等を通じて制度の周知に努めた。	警察本部 (警務課)
(7) 生活福祉資金貸付制度等の情報提供 犯罪行為による負傷で一定期間療養が必要な場合の生活資金の貸付制度等、被害者の実情に応じ必要とする制度を情報提供する。	○ 犯罪被害者等が抱える様々な問題に対応する機関・団体の情報等を記載した「令和6年度版 犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、市町村や関係機関に配付したほか、県ウェブサイトに掲載し、県民への周知を図った。	県民生活課

3 居住先の安定確保（基本法第16条関係・条例第10条、11条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 公営住宅への優先入居の充実 犯罪被害者等の居住の安定に資するため、県営住宅の公募抽選における優遇を引き続き実施する。また、市町村に対しては、犯罪被害者等の居住の安定に向けた県の取組を紹介し、制度の周知に努める。	○ 前年度に引き続き犯罪被害者等に対する優先入居制度を継続して行った。 ○ 窓口で配布する「申込のしおり」に掲載して、説明を行ったほか、県ウェブサイトに掲載して、制度の周知に努めた。 ○ 公募抽選優遇措置の実績：0件	建築住宅課
(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保 犯罪等によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消する	○ 対象となる犯罪被害者等に対し、制度を教示し適切に運用した。	警察本部 (警務課)

ため、緊急の必要がある場合、県施設を活用し、犯罪被害者等の一時保護を実施する。県施設がない場合、他の公的施設や民間施設への一時保護委託により対応する。 一時保護に当たっては、犯罪被害者等の利便性や心情に配慮し、犯罪被害者等の安全とプライバシーを確保する。 7) 一時保護施設借上げ経費等に対する公的措置の周知 再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合などに利用できる一時保護施設借上げ経費の公的措置のほか、ハウスクリーニング料の公的措置について、周知を図る。	○ 県警察ウェブサイトの犯罪被害者支援のページに警察が行う犯罪被害者支援施策を掲載し、県民への周知に努めた。 ○ 令和6年度一時保護施設借上公費負担（3件） ○ DV・ストーカー等の被害者に対する避難措置として、一時保護施設の借り上げ経費の公費負担制度を利用し、ホテルへの一時避難等を実施した（1件）。 ○ 令和6年度は、対象者がなく、具体的対応はなかった。必要に応じて、公費負担制度を利用した事件被害者の一時避難等を講じていく。	（人身安全対策課） （組織犯罪対策課）
イ) 児童相談所及び子ども・女性・障害者相談センター（婦人保護事業）による一時保護の実施 被虐待児童やDV被害者を適切に保護するため、児童相談所及び子ども・女性・障害者相談センター（婦人保護事業）への入所や、必要に応じて児童養護施設、母子生活支援施設等への一時保護委託を実施する。	○ 子ども・女性・障害者相談センター（児童相談所）一時保護施設、児童養護施設等への一時保護委託を適切に実施した。 【実績】一時保護延べ日数（委託含む）：8,841日（速報値） ○ 子ども・女性・障害者相談センター（女性相談支援センター）一時保護施設への入所及び母子生活支援施設等への一時保護委託を実施した。 【実績】一時保護延べ日数（委託含む）：保護対象者276日（速報値）	地域・家庭福祉課
ウ) 中期的な居住確保の推進 被虐待児童やDV被害者に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等を確保し保護及び自立支援を行う。 DV被害者が一時保護施設から退所するにあたって必要な場合、公営住宅における優先入居を働きかける。	○ DV被害者が一時保護施設から退所し、母子生活支援施設へ入所するにあたっては、施設、関係機関、市町村と連携し、被害者の事情を事前に知ってもらい入所申請が速やかに行われるように調整した。	地域・家庭福祉課

4 安定的な雇用の継続（基本法第17条関係・条例12条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 企業側への周知 犯罪被害者等が仕事を継続できるようにするため、犯罪被害者等の被害回復に向けた休暇制度などを周知する。	○ 県ウェブサイトにて犯罪被害者等の被害回復に向けた休暇制度の概要を掲載し、企業等への周知に努めた。	雇用労働政策課
(2) 個別労働紛争解決制度の活用 県ウェブサイト等で個別労働紛争解決制度を周知するとともに、雇用労働政策課に設置している労働相談窓口において、関係機関と連携して、犯罪被害者等と事業主等間で生じた労働相談の問題解決を図る。	○ 県ウェブサイトを通じて、紛争解決制度や相談窓口の周知に努めた。	雇用労働政策課

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係・条例第9条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 児童虐待に対する相談対応の充実等 ア) 児童相談所における夜間・休日の相談体制の維持 児童相談所における365日・24時間の相談体制を引き続き維持し、適切な対応を行う。	○ 児童に関するフリーダイヤルの電話相談を365日・24時間開設している。 ○ フリーダイヤル電話番号の周知を学校、保育所等へ依頼している。 ○ 児童虐待防止推進月間街頭キャンペーンを実施した。	地域・家庭福祉課
イ) 児童相談所と医療機関との協力・連携体制の充実 心身の治療が必要な児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。	○ 秋田県医師会児童虐待予防小委員会への情報提供を行った。	地域・家庭福祉課
ロ) 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの協力・連携 配偶者等からの暴力がその子どもに悪影響を及ぼすことから、子どもに対する精神的ケア等を充実させるとともに、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの協力連携を図っていく。 子ども・女性・障害者相談センター（婦人保護事業）の一時保護所において、学習ボランティアを配置し、DV被害者等に同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制を整備する。	○ 個々の事案の担当者間において、密に連絡を取り、子どもに対する心理的ケア・学習支援等の連携を図った。	地域・家庭福祉課
(2) 要保護児童対策地域協議会の活用 児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、地域の多種多様な関係機関で構成される、県及び市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を活用した取組を推進する。	○ 実務を担う市町村の要保護児童対策地域協議会の担当職員に対して児童虐待防止等に関する情報提供した。	地域・家庭福祉課
(3) 学校におけるカウンセリング体制の充実等 ア) スクールカウンセラー及び広域カウンセラーの配置 少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する人材を、小・中・高等学校にスクールカウンセラー及び広域カウンセラーとして配置し、学校における相談体制の充実を図るとともに、学校と関係機関との連携を強化する。	○ スクールカウンセラーを100公立中学校に配置した。 ○ 3教育事務所に、エリア制によるエリアカウンセラーを配置した。また、義務教育課に緊急支援カウンセラーを配置した。 ※「心の教室相談員」配置事業は、平成29年度で終了。 ○ 全ての県立高校（48校）にスクールカウンセラー（27名）を配置し、生徒の心のケアを図り、問題行動等の未然防止や早期発見・解決に努めた。	義務教育課 高校教育課
イ) 個々の状況に応じた学習支援や心のケアの促進 少年被害者など児童生徒一人一人に対し、きめ細かな学習支援や、養護教諭やスクールカウンセラー等の連携による心のケアを促進する。	○ 一人一人の習熟度に応じたきめ細かい指導の実現を図るため、少人数学習指導を進めた。 ○ 学習機会の確保に努め、生徒一人一人の状況に応じてきめ細かな指導と支援を行うよう各校に指導した。	義務教育課 高校教育課
(4) 県警察による被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援 被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施や、少年補導職員による	○ 心理カウンセラー（臨床心理士）が、被害少年に対してカウンセリングを実施した。 ○ 県内8警察署に設置されている少年サポ	警察本部（警務課） （人身安全

関係者への助言等の継続的な支援を行う。	ートセンターの少年育成支援官が、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言のもと、カウンセリングを行ったほか、立ち直り支援活動を実施した。	対策課)
(5) 性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実 性犯罪被害者の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外の精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度を情報提供する。	○ 対象となる犯罪被害者等に対し、警察本部所属の臨床心理士によるカウンセリング制度及び精神科医等によるカウンセリング経費の公費負担制度について教示し、カウンセリングを必要としている犯罪被害者等が制度を有効活用できるよう適切な説明に努めた。 ○ (公社) 秋田被害者支援センターが行う特別支援事業を適切に教示し、効果的な運用に努めた。	警察本部 (警務課) (捜査第一課)
(6) 少年被害者等の相談・治療のための専門家・施設等の周知 被害を受けた少年に関する相談・治療等を行う専門家や児童相談所・療護施設等について、関係機関等が連携してその周知に努める。	○ 児童虐待の相談先(児童家庭相談電話フリーダイヤル等)について、県内での街頭キャンペーンにより周知を図った。	地域・家庭福祉課
(7) 医療機関に関する情報の周知 犯罪被害者等が利用しやすい医療機関の情報を提供する。	○ 厚生労働省が運営するウェブサイト「医療情報ネット(ナビイ)」の内容を更新し、医療機関に関する情報を提供した。	医務薬事課
(8) 公的機関における相談・支援体制の充実 7) 精神保健福祉センター等による相談支援 犯罪被害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センター及び保健所における相談支援を行う。	○ 電話や面接により、犯罪被害者及び家族からの相談に対応できる体制を整えている。	障害福祉課
イ) 県立リハビリテーション・精神医療センター等による相談支援 高次脳機能障害に係る当事者及び家族からの相談等に対応するため、支援拠点機関(県立リハビリテーション・精神医療センター)を中心とした関係機関の連携を強化し、相談支援を行う。 また、重度の後遺症障害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センターにおいて相談支援を行う。	○ 秋田県立リハビリテーション・精神医療センターに相談窓口を設置し、電話や面接、メールにより相談支援を行った他、ホームページ、パンフレット配布による普及啓発等を行った。また家族会事務局としても支援を行った。 ・ R 6 相談延べ相談件数 291件	障害福祉課
(9) 産婦人科医による性犯罪被害者に対する適切な対応 県内の産婦人科医で構成する日本産婦人科医会秋田県支部や県内の医療機関と構築している「産婦人科医師と警察のネットワーク」などにより、性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努める。	○ 性犯罪事案発生時に、被害者の受診対応等を速やかに行うため、県内産婦人科医院と警察でネットワークを構築しており、同ネットワークに加盟する医療機関に対して、管轄警察署の担当者が個別訪問し、捜査協力や性犯罪被害者への対応について情報共有を行った。 ○ 加盟している医療機関における女性医師の有無、休日・夜間診療状況等を確認し、全警察署で情報共有を図ることで、事案発生時の速やかな対応につなげており、被害者の精神的負担軽減を図った。 (令和6年度は41医療機関が加盟)	警察本部 (捜査第一課)

2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係・条例第10条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 加害者に関する情報提供の拡充 7) 県警察、検察庁及び刑務所等との連携促進 県警察において、検察庁、刑務所及び保護観察所等との連携を密にしながら、釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等、加害者に関する情報を適切に受けるなど、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。	○ ストーカー事案に関し、刑務所等と緊密に連携を図り、服役中の加害者の動向を把握した。 ○ 個々の事件に応じて、関係機関や警察本部内の関係部署と緊密な連絡を取り合い、加害者の処分結果やその後の動向の把握に努めた。 ○ 令和6年度は対象者がなく、具体的対応はなかった。暴力団関係者に関し、刑務所と連携を図り、必要な措置を講じていく。 ○ 検察庁との情報共有及び連絡を密にして、個別案件ごとに加害者の処分状況等の各情報提供を受けるなど、緊密な連携に努めた。	警察本部 （人身安全対策課） （捜査第一課） （組織犯罪対策課） （交通指導課）
イ) 子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進 13歳未満の子どもに対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努める。	○ 子どもに対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策を実施した。	警察本部 （人身安全対策課）
ウ) 保護観察処分付執行猶予者等の動向把握に伴う再被害防止対策の推進 刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察処分付執行猶予となった者の特別遵守事項を適切に設定することやその遵守状況を的確に把握し、保護観察所と緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を迅速に把握し、必要な措置を講ずる。	○ 令和6年度は対象者がなく、具体的対応はなかった。対象事案がある場合は、保護観察所と連携し、執行猶予判決を受けたストーカーの加害者について、対象者の動向把握を実施する。 ○ 保護観察所との緊密かつ継続的な連携や対象者の動向視察の徹底等を行い、再被害防止に関する各種対策について各署に教養した。 ○ 令和6年度は対象者がなく、具体的対応はなかった。対応事案があったときは保護観察所と連携し、必要な措置を講じていく。	警察本部 （人身安全対策課） （捜査第一課） （組織犯罪対策課）
(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護 7) 法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知 法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度や、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求めることができる制度等の周知を図る。	○ 性犯罪被害者等に対し、刑事事件用被害者の手引「被害者とその家族のために」を配布し、同手引に基づいて、捜査の流れや公判までの刑事手続及び犯罪被害者等が公判で利用できる制度等について具体的に説明し、性犯罪被害者の不安解消を図った。	警察本部 （捜査第一課）
イ) 関係機関が行う支援措置制度の教示等 DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する保護のため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧制限、運輸局等が行う登録事項等証明書の交付拒否等の制度等を教示するとともに、市町村、運輸局等関係機関との一層の連携に努める。	○ DV・ストーカー行為、児童虐待にかかる相談受理時等において、市町村担当者等と連携し、支援措置制度について教示した。	警察本部 （人身安全対策課）

ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。	○ 各所属の広報担当者に対する研修会を開催し、報道発表に当たっては、犯罪被害者等のプライバシーの保護、犯人からの危害防止、捜査協力の確保、事案の重大性及び社会的反響等を勘案し、案件ごとに適切に判断するよう指導教養した。 ○ 個別具体的な案件ごとに適切な広報を実施するため、事件等主管課及び広報広聴課が、発表内容について協議・検討を行った上、発表を行った。	警察本部 (広報広聴課)
(3) 再被害防止措置の推進 同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。 また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借上げ経費の公的措置の周知を図るなど効果的な運用に努める。	○ 加害者から再び危害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な措置が必要と認められる犯罪被害者等については、「再被害防止対象者」に指定し、必要とする支援を適切に教示・実施して再被害の防止を図っている。 ○ 個々の事案に応じ、再被害を受けるおそれのある犯罪被害者等に対しては、防犯指導・警戒等の措置を講じ、再被害の未然防止を図った。 ○ 令和6年度は、一時的に居住場所を確保する必要性のある対応はなかったが、保護対象者の警戒等を実施して被害発生防止に努めた。	警察本部 (各課共通) (捜査第一課) (組織犯罪対策課)
(4) 暴力団等からの危害の未然防止 暴力団等から危害を被るおそれがある方を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進する。	○ 事件関係者等を保護対象者に指定し、状況に応じた警戒体制を取りながら、保護対象者に対する危害の未然防止に努めた。	警察本部 (組織犯罪対策課)
(5) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 ア) 児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター（婦人保護事業）及び県警察の連携充実 虐待を受けた児童やDV被害者の再被害の防止については、市町村、児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター（婦人保護事業）、福祉事務所、県警察が連携を強化し、安全の確保に努める。	○ 配偶者暴力相談支援ネットワーク会議（子ども・女性・障害者相談センター主催）を県内5地区で開催し、警察、児童相談所をはじめ、法務局、医療機関、市町村、社会福祉協議会等の関係機関との連携強化を図った。 ○ 各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会において、管轄警察署、児童相談所等の関係機関が連携し対応にあたった。 ○ 各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会において、市町村、管轄警察署、児童相談所が連携して再被害防止に向けた取組みにあたった。 ○ 児童虐待が疑われる事案を認知した際は、早期に現場臨場し、警察職員が児童の安全を直接確認するよう徹底した。 また、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告等を実施し、児童相談所等関係機関と情報共有を図った。	地域・家庭福祉課 警察本部 (人身安全対策課)

イ) 学校警察連絡連携制度等の活用による加害少年等に対する指導 県警察と学校等関係機関の学校警察連絡連携制度等を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努める。	○ 児童生徒の非行及び犯罪被害防止のため、担当者間で情報共有を緊密に行った。 ○ 児童生徒の非行及び犯罪被害防止のため、担当者間で情報共有を緊密に行い、秋田県警察との連携強化に努めた。 ○ 警察が把握した児童・生徒に関する非行事実について、対象児童等の再非行防止と健全育成に資することを目的として、教育現場において適切な事後指導が行われるように必要と認められる情報を提供することとした。	義務教育課 高校教育課 警察本部 (人身安全対策課)
(6) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 7) 県警察における職員の知識・技能の向上 児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を配置するなど、児童虐待への対応力の強化を図る。	○ 警察学校における専科教養や各警察署における教養を実施したほか、児童相談所等と合同の対応訓練を行うなど、知識の坎養と技能の向上に努めた。	警察本部 (人身安全対策課)
イ) 学校関係者による早期発見・早期対応のための体制整備 学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、秋田県地域安全ネットワークと連携するなど、早期発見・早期対応のための体制整備に努める。	○ 関係部局と連携し、学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、各小・中学校へ通告義務について周知徹底するとともに各児童相談所、警察等の関係機関と連携した。 ○ 日常的な生徒の観察と校内での情報共有、虐待発見時の児童相談所への通告義務等について、各校へ周知を図った。また、児童相談所等の関係機関との連携の充実に努めた。	義務教育課 高校教育課
ウ) 非行少年等の立ち直り支援 児童相談所及び児童自立支援施設が中心となって、非行少年の立ち直りに向けた相談支援活動を行うとともに、退所後の進学及び就職に向けた支援の充実についての取組を検討する。	○ 児童相談所と児童自立支援施設が連携して、非行少年の自立を支援した。	地域・家庭福祉課

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 県警察職員等に対する研修の充実 7) 二次的被害の防止 犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援体験記の配布などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害の防止に努める。	○ 犯罪被害者支援に従事する職員を対象とした研修会や専科において、犯罪被害者等の講演（5回）を実施するとともに、各警察署に対する巡回指導等を行い、犯罪被害者等の現状や心情等への理解を図った。 ○ 警察署等の被害者支援員を対象に「被害者支援員研修会」を開催し、他県警察の被害者支援に従事している職員による講演、各種教養などを行い、職員の専門知識の習得、向上を図った。	警察本部 (警務課)
イ) 被害児童からの聴取に関する指導・教養 被害児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法について指導・教養する。	○ 関係機関の代表者による聴取は、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保の双方に資する有効な聴取方法であるとの認識の下、各警察署へ指導・教養を実施した。	警察本部 (人身安全対策課)

㊦ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査等のための指導・教養 女性に限らず全ての性犯罪被害者の心情に配慮した捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養する。	○ 各種専科生に対する教養において、性犯罪被害者に対し支援をする上で必要な配慮に関する教養を行った。 ○ 各警察署に対する指導教養のほか、県警察学校において性犯罪捜査専科を開催し、現に性犯罪捜査に携わる警察官に対し、被害者の心情に配慮した捜査活動を徹底するように教養を行った。また、初任補修科生に対して、関係機関の周知や心情に配慮した対応について基礎的教養を行った。	警察本部 (警務課) (捜査第一課)
㊧ 障害者の特性を踏まえた捜査等のための指導・教養 障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養する。	○ 警察学校の専科教養及び研修会において、精神・発達・知的障害者の特性を理解した上で取調べの教養を行った。 ○ 精神の障害を有する被疑者を逮捕した場合における関係機関との連携等の適切な対応を指示した。	(刑事企画課)
(2) 性暴力被害者等に対応する捜査員の配置等 各警察署に性犯罪指定捜査員を指定するとともに、事情聴取における犯罪被害者等の相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図る。	○ 性犯罪被害者の希望を踏まえた性別の警察官が対応できるよう、男性警察官及び女性警察官を「性犯罪捜査指定捜査員」に指定している。 令和6年度は、男性警察官18名、女性警察官21名を「性犯罪捜査指定捜査員」に指定し、届出受理時や事情聴取時の対応を行うことで被害者の精神的負担の軽減に努めた。	警察本部 (捜査第一課)
(3) ビデオリンク制度等の周知 犯罪被害者等のプライバシー保護のため、ビデオリンク制度等の周知を図る。	○ 性犯罪被害者等に対し、刑事事件用被害者の手引「被害者とその家族のために」を配布し、同手引に基づいて、捜査の流れや公判までの手続及び被害者が公判で利用できる制度等について具体的に説明し、不安解消を図った。	警察本部 (捜査第一課)
(4) 民生委員・児童委員等に対する研修の充実等 地域で相談・支援活動を行う民生委員・児童委員等に対し、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援する。	○ 新任民生委員・児童委員ステップアップ研修において、地域住民との関り方を改めて確認するとともに事例を通じて、地域の身近な相談相手としての相談援助技法を身につけた。	地域・家庭福祉課
(5) 犯罪被害者等のための施設の改善 犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくりに配慮する。	○ 犯罪被害者等の事情聴取やカウンセリング等については、専用の相談室で心情に配慮して対応したほか、各種パンフレットを備え付け、要望等に迅速に対応した。	警察本部 (警務課)

第3 刑事手続への関与拡充

1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実（基本法第18条関係）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1)「被害者の手引」による情報提供 「被害者の手引」の内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布・説明を行う。また、外国人犯罪被害者等に対し外国語版（英語・中国語・韓国語）の「被害者の手引」を配布するほか、ウェブサイトにおいても情報の提供を行う。	○ 被害者支援員研修会等を通じ、「被害者の手引」の確実な配布・説明について指示した。 ○ 外国人犯罪被害者等に対応するため、被害者の手引（刑事事件用、交通事故用の各概要版）の外国語版（英語・中国語・韓国語）を部内の掲示板に掲載し、適切な活用に努めた。 ○ 県警察ウェブサイトの犯罪被害者支援のページに「被害者の手引」を掲載し、周知に努めた。 ○ 「被害者の手引」の内容を見直して新たな手引を作成し、同手引に基づき、犯罪被害者等に捜査の流れや公判までの手続及び被害者等が利用できる制度等について具体的に教示し、不安解消を図った。	警察本部 （警務課） （捜査第一課） （交通指導課）
(2)「被害者連絡制度」等の適切な運用 犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、その積極的な活用を図る。	○ 被害者の手引「被害者とその家族のために」（刑事事件用）、「交通事故の被害者とその家族のために」（交通事故用）を犯罪被害者等に配布し、「被害者連絡制度」や「被害者支援員制度」等、犯罪被害者等が利用できる制度を教示するとともに、要望に応じて捜査状況を連絡するなど、適切に運用した。 ○ 令和6年度は112人の被害者等に対し被害者連絡を実施した。 ○ 県警察ウェブサイトの犯罪被害者支援のページは、支援制度の情報を探しやすい構成としている。	警察本部 （警務課ほか）
(3)「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知 冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、被害者等通知制度等について、一層の周知を図る。	○ 検察庁及び裁判所が行う各種支援制度等の内容を掲載した被害者の手引「被害者とその家族のために」（刑事事件用）、「交通事故の被害者とその家族のために」（交通事故用）を犯罪被害者等に配布し、説明を行った。 ○ 必要に応じて検察庁及び裁判所の犯罪被害者支援の広報用パンフレット等を犯罪被害者等に配布し、各種制度の周知に努めた。	警察本部 （警務課ほか）
(4)「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知 少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図る。	○ 犯罪被害者支援制度を網羅した刑事事件用被害者の手引「被害者とその家族のために」を配布するなど、同制度を必要とする犯罪被害者等に対して具体的に教示し、制度の周知に努めた。 ○ 家庭裁判所で作成したリーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」等を警察本部及び各警察署に備え付け、要望	警察本部 （人身安全対策課）

	に応じて配布するなど制度の周知に努めた。	
(5) 迅速・確実な被害の届出の受理 被害の届出の内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。	○ 各警察署等に対し、被害者等の立場に立って対応し、迅速・確実に被害の届出を受理するよう指導した。	警察本部 (刑事企画課)
(6) 告訴に対する適切な対応 犯罪の不成立が明白な場合や根拠が必ずしも十分と認められない場合等を除き、可能な限り迅速な対応に努める。	○ 受理又は相談段階から警察署・本部事件主管課との報告・連絡体制を構築させ、その後の経過についても情報共有するなど、迅速・適正な組織判断により対応した。	警察本部 (刑事企画課)
(7) 検視及び司法解剖に関する説明 検視及び司法解剖に関するパンフレットの活用等により、遺族に対して適切な説明及び配慮に努めるとともに、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることの周知に努める。	○ 解剖事案やより丁寧な説明が必要と認められる事案等の遺族・関係者に対しては、検視の内容、解剖の必要性、埋葬までの手続きのほか、司法解剖後の臓器等の一部採取・保管等の説明を記載したパンフレット「ご遺族・関係者の方へ」を配布し、理解と協力を求めた。	警察本部 (捜査第一課)
(8) 医療機関における適正な証拠採取等の協力依頼 医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取が適正に行われるよう、証拠採取要領の周知を図るとともに、潜在被害者の情報提供など、医療機関への働きかけを推進し、理解と協力を求める。	○ 産婦人科医院等と警察とのネットワークを構築し、ネットワークに加盟する医療機関に対して証拠資料採取要領や公費負担制度等を記載した資料を配付した。 ○ 県内産婦人科医院等に性犯罪証拠採取キットを整備し、潜在被害者からの証拠資料の採取や一時保管について協力依頼し、性犯罪被害者への配慮や情報提供について働きかけた。	警察本部 (捜査第一課)
(9) 証拠物件の適正な返却又は処分の推進 証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するように努める。	○ 各警察署等に証拠物件の滅失、毀損、変質、混合、散逸防止等に配慮した適切な証拠保全をするよう指導した。 ○ 被害者心情に配慮して、検察庁と証拠品の送致、還付、廃棄等について協議し、その理由・経過を十分に被害者へ説明の上、迅速な処理を行わせた。	警察本部 (刑事企画課)
(10) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等 重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、緻密で科学的な捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に努めるなど、犯罪被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。	○ 重大悪質な交通事故事件については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を現場出行させ、適切な交通事故事件捜査を推進した。 (出行回数62回) ○ 交通任用課、交通捜査・取締り総合専科及び交通事故現場における指導教養、各署への巡回教養等を通じ、交通捜査員への指導教養を実施した。 (専科教養36回、巡回教養15回)	警察本部 (交通指導課)

第4 支援体制等の整備充実

1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化（基本法第11条関係・条例第14条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課																																																																				
(1)性犯罪被害者等に対する支援の充実 7)性犯罪・性暴力被害者支援体制の充実 県が設置し、委託で運営している「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」の相談体制の強化を図り、関係機関と連携しながらワンストップで被害直後から総合的な支援を行う。性犯罪・性暴力被害者に寄り添い、心身の負担軽減とその健康回復を図る。 また、被害の潜在化防止を推進するため、「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」の更なる周知を図るとともに、若年層等が相談しやすい環境整備の取組を進める。	○平成29年10月2日に開設した「あきた性暴力被害者サポートセンター（通称：ほっとハートあきた）」において、総合的な支援を実施した。 <table><tr><th>年度</th><th>電話</th><th>面接</th><th>メール</th></tr><tr><td>R6</td><td>79件（+0）</td><td>4件（+3）</td><td>25件（+18）</td></tr><tr><td>R5</td><td>79件（-87）</td><td>1件（-4）</td><td>7件（+0）</td></tr><tr><td>R4</td><td>166件（+105）</td><td>5件（+4）</td><td>7件（+3）</td></tr><tr><td>R3</td><td>61件（+15）</td><td>1件（+0）</td><td>4件</td></tr><tr><td>R2</td><td>46件（-21）</td><td>1件（-7）</td><td></td></tr><tr><td>R1</td><td>67件（+11）</td><td>8件（+3）</td><td></td></tr><tr><td>H30</td><td>56件（+22）</td><td>5件（+2）</td><td></td></tr><tr><td>H29</td><td>34件</td><td>3件</td><td></td></tr></table> ※（ ）は前年比 ○性暴力被害者サポートセンターのリーフレット・ポスター・名刺大カードを作成し、県内の施設等に配付した。また、県公式SNSを活用した広報も行い、周知を図った。 ・広報物の主な配付先 <table><tr><th></th><th>リーフレット</th><th>ポスター</th><th>カード</th></tr><tr><td>市町村(25)</td><td>510</td><td>50</td><td>—</td></tr><tr><td>公民館(77)</td><td>770</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>図書館(44)</td><td>440</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>地域振興局(8)</td><td>80</td><td>8</td><td>—</td></tr><tr><td>県内薬局(484)</td><td>—</td><td>484</td><td>—</td></tr><tr><td>大学等(11)</td><td>220</td><td>11</td><td>110</td></tr><tr><td>高校(50)</td><td>1,000</td><td>50</td><td>6,759</td></tr></table> ※令和6年度の県内高校卒業生全員に、カードを配付 ○教育庁義務教育課及び保健体育課と連携し、小学校高学年から中学生を主な対象として、県ウェブサイト「大切な心とからだを守るために ～こどもたちへ～」のページを設けた。 ○令和3年度から実施しているメール相談及び国のSNS相談「Cure time（キュアタイム）」との連携を継続して行い、若年層等からの相談受付の間口の拡充を図った。 ○国のコールセンターを活用（令和3年10月から継続活用）し、平日夜間や土日祝日における相談も対応できる体制を継続した。 ・令和6年度 8件	年度	電話	面接	メール	R6	79件（+0）	4件（+3）	25件（+18）	R5	79件（-87）	1件（-4）	7件（+0）	R4	166件（+105）	5件（+4）	7件（+3）	R3	61件（+15）	1件（+0）	4件	R2	46件（-21）	1件（-7）		R1	67件（+11）	8件（+3）		H30	56件（+22）	5件（+2）		H29	34件	3件			リーフレット	ポスター	カード	市町村(25)	510	50	—	公民館(77)	770	—	—	図書館(44)	440	—	—	地域振興局(8)	80	8	—	県内薬局(484)	—	484	—	大学等(11)	220	11	110	高校(50)	1,000	50	6,759	県民生活課
年度	電話	面接	メール																																																																			
R6	79件（+0）	4件（+3）	25件（+18）																																																																			
R5	79件（-87）	1件（-4）	7件（+0）																																																																			
R4	166件（+105）	5件（+4）	7件（+3）																																																																			
R3	61件（+15）	1件（+0）	4件																																																																			
R2	46件（-21）	1件（-7）																																																																				
R1	67件（+11）	8件（+3）																																																																				
H30	56件（+22）	5件（+2）																																																																				
H29	34件	3件																																																																				
	リーフレット	ポスター	カード																																																																			
市町村(25)	510	50	—																																																																			
公民館(77)	770	—	—																																																																			
図書館(44)	440	—	—																																																																			
地域振興局(8)	80	8	—																																																																			
県内薬局(484)	—	484	—																																																																			
大学等(11)	220	11	110																																																																			
高校(50)	1,000	50	6,759																																																																			
4)性犯罪被害者に対する支援の充実 性犯罪の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪被害者への適切な対応に努める。 また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（公社）秋田被害者支援センターに連絡先や相談内容を提供することで、早期に支援が受けられることを、性犯罪被害者に対して、周知する。	○各種専科、警察署の教養等において性犯罪被害者から相談を受ける職員に対して、性犯罪被害者の支援及び関係機関との連携について教養を実施した。 ○（公社）秋田被害者支援センターの事業内容を掲載しているリーフレット等を対象となる犯罪被害者等に配布して教示した。	警察本部（警務課）																																																																				

(2)「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援 「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行う。	○ 秋田県被害者支援連絡協議会会員（38機関・団体）の実務担当者が参加する少年問題、性犯罪問題及び交通事故問題の各研究部会において、会員による活動状況の情報交換や資料の共有等により、犯罪被害者支援に係る知識等の向上に努めた。 ○ 地区被害者支援連絡協議会において、警察本部犯罪被害者支援室員のほか、国・県の関係所属職員による講演を通じ、連携した支援活動の重要性等についての理解促進を図った。	警察本部 （警務課）
(3)県・市町村の総合的対応窓口及び各種支援制度等の周知 県や県内の全市町村では、犯罪被害者等への支援のための総合的な調整や適切な情報提供等を行う「総合的対応窓口」を設置する。 この窓口や各種支援制度、関係機関が実施している各種相談窓口について、ウェブサイト、市町村広報紙等を活用し、広報啓発していく。	○ 総合的対応窓口は県内全ての市町村に設置されており、県ウェブサイト等で情報提供した。 ○ 犯罪被害者等が抱える様々な問題に対応する機関・団体の情報等を記載した「令和6年度版 犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、市町村や関係機関に配付したほか、県ウェブサイトに掲載し、県民への周知を図った。 また、犯罪被害者支援総合的窓口研修会等を通じて、わかりやすい窓口表示を働きかけた。	県民生活課
(4)インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の周知等 関係機関と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等による犯罪被害者等の相談窓口の周知に努める。	○ 「令和6年度版 犯罪被害者等支援ハンドブック」にインターネット等の誹謗中傷に関する相談先を記載し、市町村や関係機関に配付したほか、県ウェブサイトに掲載し、県民への周知に努めた。	県民生活課
(5)県警察における相談に対する適切な対応 全国統一の相談電話「＃9110」や警察官が対応する「性犯罪被害相談電話＃8103」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるほか、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに応える。 また、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年福祉犯罪や児童虐待事案、暴力団が関与する犯罪等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図る。 さらに、交通事故等の被害者等から加害者に対する意見の聴取等の期日等に関する問い合わせがあった場合や、交通死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から加害者に対する行政処分の結果に関する問い合わせがあった場合は、被害者等の心情に配慮し、適切な対応に努める。	○ 警察安全相談業務担当者を対象とした研修会を行い、対応能力の向上を図った。 ○ 県警察ウェブサイト等において、相談窓口の周知を図った。 ※警察安全相談の総受理件数は前年比で1,241件（5.6%）増加（令和5年21,966件、令和6年23,207件） ○ 少年相談のための「やまびこ電話」で、24時間体制（夜間・休日は総合当直）で相談に応じた。また、各警察署において、少年相談に対応した。 ○ 性犯罪被害者のための相談電話「性犯罪被害相談電話」を設置し、24時間体制（夜間、休日は総合当直が対応）で相談等を受理し、性犯罪被害の潜在化防止に努めた。 ○ 「性犯罪被害相談電話」については、県警察ウェブサイトに掲載するとともに、各種パンフレット等を通じて周知を図った。 ※令和6年度は、性犯罪被害相談電話に43件の架電があったが、その内、性犯罪に関する相談は21件であった。	警察本部 （広報広聴課） （人身安全対策課） （捜査第一課）

	○ 相談者のプライバシーの保護、暴力団による相談者への加害防止、捜査上の支障等の観点から、相談受理に際しては、人目に付かないように工夫するなどして、不安感の払拭に配慮して対応をした。 ○ 交通事故の遺族から加害者に対する行政処分の結果に関する問合せはなかったが、今後とも問合せがあった場合は、適切な対応に努める。	(組織犯罪対策課) (運転免許センター)
(6)「子どもの人権 110 番」等の活用・充実 法務局に設置されている「子どもの人権 110 番」及び「子どもの人権相談委員」の活用・充実について「総合的対応窓口」担当者研修会、ウェブサイト、広報紙等を通じて制度の周知を図る。	○ 「令和 6 年度版 犯罪被害者等支援ハンドブック」に「法務局が行う子ども人権相談」の項目を設け、「子どもの人権 110 番」を紹介した。	県民生活課
(7)学校における相談対応能力の向上 7)学校に対する各種支援制度の情報提供 教育委員会が、警察署や児童相談所等の関係機関との連携・協力を充実・強化しながら、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の諸制度に関する情報を学校に提供する。	○ 犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の諸制度について、学校に情報提供した。 ○ 犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の諸制度について、学校に情報提供した。(学校訪問時の指導と合わせ、周知依頼を受け、各校へ通知を周知した。)	義務教育課 高校教育課
イ)学校内における相談体制の充実 犯罪被害を受けた児童生徒や保護者の相談に対し、学級担任やスクールカウンセラー等が連携して適切な対応ができるよう、学校内の相談体制の充実を図る。 また、被害者に二次的被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラー及び広域カウンセラーを小・中・高等学校に配置する。	○ スクールカウンセラーを100公立中学校に配置した。 ○ 3教育事務所に、エリア制によるエリアカウンセラーを配置した。また、義務教育課に緊急支援カウンセラーを配置した。 ○ 学級担任、学年部職員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携して適切な対応ができるよう、教育相談部を中心とした校内の相談体制の充実を図るよう指導した。	義務教育課 高校教育課
(8)総合教育センター等における相談窓口の充実 教育や福祉に関する知識を有する学校管理職経験者等専門職員を総合教育センター等に配置し、相談窓口を充実する。	○ 法や福祉制度に詳しい有資格者と、学校現場を熟知し豊かな経験をもつ学校管理職経験者の2名のスクールソーシャルワーカーにより、教育と福祉の連携を図るなどしながら相談を充実させた。 ○ 法や福祉制度に詳しい有資格者と、学校現場を熟知し豊かな経験をもつ学校管理職経験者の2名をスクールソーシャルワーカーとして秋田明德館高校に配置し、相談窓口の充実を図った。また、各学校では、児童生徒に対し、各相談窓口の電話番号の周知を図った。(文部科学省の通知に添付し周知を図った。)	総合教育センター 高校教育課
(9)児童生徒や保護者への情報提供の促進 教育委員会では、当該児童生徒やその保護者に対して、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等の情報提供を促進する。	○ 広報誌「教育あきた 8 月号」により、児童生徒やその保護者に対して、児童相談所等の相談窓口の情報提供を行った。 ○ 少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等の情報提供を	義務教育課 高校教育課

	行った。	
(10) 高齢者の権利擁護の推進 高齢者やその家族等からの虐待等に関する相談に応じるほか、市町村及び地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施する。	○ 県社会福祉士会への委託により実施している高齢者総合相談において、虐待に関する相談を受けた場合は、第一義的な相談・通報受理窓口である市町村担当課につないでいる。専門家による権利擁護相談は0件だった。 ○ 虐待対応の基本的な流れや関係機関の役割を学ぶ「介護施設・サービス事業従事者向け研修」及び「看護実務者研修」を実施した。（4日間で延べ参加者84名。）	長寿社会課
(11) 精神保健福祉センター等による情報提供の促進 精神保健福祉センターや保健所等が、犯罪被害者等支援に係る機関・団体と連携し、犯罪被害者等支援に関する情報提供や相談に対応する。 また、医療機関等における犯罪被害者等支援に関する情報提供を行う。	○ 電話や面接により、犯罪被害者及び家族からの相談に対応できる体制を整えている。 ○ 厚生労働省が運営するウェブサイト「医療情報ネット（ナビイ）」の内容を更新し、医療機関に関する情報を提供した。	障害福祉課 医務薬事課
(12) 「自助グループ」に対する支援 犯罪被害者等の要望を踏まえ、（公社）秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介や参加案内について広報する。 また、自助グループによる語り合う会については、県北や県南地区での開催の周知を図っていくとともに、公的施設の提供を充実していくほか、自助グループの設立と活動等への支援を行う。	○ 交通死亡事故の遺族に対し、（公社）秋田被害者支援センターのリーフレット等を渡して自助グループ「秋田交通死亡事故被害者の会」について説明し、自助グループの周知に努めた。	警察本部 （警務課）
(13) ストーカー事案への適切な対応 関係機関等と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援等を図るための措置を行い、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。	○ 市町村や女性相談所等の関係機関と連携し、一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する必要な情報の提供、ストーカー予防のための教育、加害者に関する取組等を行った。	警察本部 （人身安全対策課）
(14) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実 犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、適応指導教室等と密に連携するなど、当該児童生徒の学校復帰に向けた継続的な支援を促進する。 また、学校生活において問題を抱えるに至った場合、関係機関の実務担当者がサポートをするなど、連携して継続的な対応を図る。	○ 不登校児童生徒の「心の居場所」として、県がスペース・イオ（県内4か所）、市町村が教育支援センター（県内14か所）及び宿泊型のあきたリフレッシュ学園（県内1か所）を設置した。 また、犯罪等により被害を受けた場合、児童生徒の心のケアを最優先した支援体制が構築されるよう各関係機関との連携を図った。	義務教育課 高校教育課

2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成（基本法第21条関係・条例第15条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 地方公共団体等担当者研修の充実 犯罪被害者等支援に必要な知識、技能を習得させるため、犯罪被害者等の支援に関する業務に従事する職員を対象とした研修の充実を図るとともに、（公社）秋田被害者支援センター等が主催する研修や講座、シンポジウムへの参加を呼び掛ける。	○ 県、市町村、警察等の職員を対象にした総合的対応窓口担当者研修会を7月11日に開催し、支援に必要な知識の習得等を図った。（参加者数60人）	県民生活課

また、市町村の総合的対応窓口担当者研修会で、市町村職員、県警察、民間団体等とのグループワークを実施するなど、資質向上に向けて、今後とも更なる研修内容の充実を図る。	○ 総合的対応窓口担当者研修会には各警察署担当者も出席し、市町村職員等と支援や広報の事例を共有するとともに、グループワークを通じ支援に関する理解と各機関の連携強化を図った。	警察本部 (警務課)
(2) (公社) 秋田被害者支援センターにおける人材育成の支援 犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、(公社) 秋田被害者支援センター支援員の育成を支援する。	○ (公社) 秋田被害者支援センターの定例研修会やボランティア支援員養成講座に職員を派遣し、同センターの支援員に助言・指導を行い、支援員の知識、技能の向上に努めた。	警察本部 (警務課)

3 民間支援団体等に対する援助（基本法第22条関係・条例第16条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) (公社) 秋田被害者支援センターに対する財政的支援の充実等 (公社) 秋田被害者支援センター等の活動は、県及び市町村が行う犯罪被害者等の支援のための施策と有機的かつ密接に結びついており、その重要な一翼を担っていることから、財政的支援の充実に努める。 また、(公社) 秋田被害者支援センター等におけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携して支援する。	○ (公社) 秋田被害者支援センターに対し、広報啓発活動、直接支援活動及び相談活動を委託した。 ○ 同センターへの寄付機能が付いている「犯罪被害者支援募金付自動販売機」の各警察施設への設置を推進した。(37台)	警察本部 (警務課)
(2) 秋田県被害者支援連絡協議会等に対する支援 秋田県被害者支援連絡協議会へ県として積極的に参画し、会員である関係機関・団体と相互の協力を強化するとともに、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 また、市町村に対しても、地区被害者支援連絡協議会への積極的参画、必要な支援等を促す。	○ 秋田県被害者支援連絡協議会会員（38機関・団体）の実務担当者が参加する少年問題、性犯罪問題及び交通事故問題の各研究部会において、犯罪被害者支援に係る知識等の向上に努めた。 ○ 地区被害者支援連絡協議会総会には市町村担当者が参加し、本部犯罪被害者支援室員のほか、国・県の関係所属職員による講演を通じ、連携した支援活動の重要性等についての理解促進を図った。	県民生活課 警察本部 (警務課)

第5 県民の理解の増進

1 各種啓発による県民理解の増進（基本法第20条関係・条例第17条）

第4次基本計画で示した施策の内容	令和6年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 県民理解を促進する啓発事業の実施 「県民のつどい」において、犯罪被害者等による講演会の開催や、犯罪被害者等の手記の配布等により、犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解促進を図る。 また、犯罪被害者等の支援に関連した年間行事を美の国あきたネット等のウェブサイトに掲載するとともに、マスコミや県・市町村等の広報紙など、各種媒体を利用した広報啓発を行うほか、街頭キャンペーンの実施等、県民に周知するための取組を関係市町村と連携し推進する。 さらに、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する講話や各種会合等における、交通事故の被害者等の講演や手記の活用などにより、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等について、県民への周知を図る。 加えて、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層に対する予防啓発の取組を推進する。	○ 犯罪被害者週間「県民のつどい」を11月2日に開催（参加者：197人）したほか、犯罪被害者の講演内容等を県ウェブサイトに掲載し、広報啓発に努めた。 ○ 秋田県犯罪被害者等支援条例が定める「犯罪被害を考える日（6月30日）」に併せ、秋田駅ぽぽろーどにおいて、「生命のメッセージ展」や「犯罪被害者のいのちのパネル展」、犯罪被害者支援啓発グッズ等を配布したほか、横手市（6月21日）と能代市（6月26日）の商業施設において、啓発グッズ等を来店者に配布した。 ○ 秋田県犯罪被害者等支援条例が定める「犯罪被害を考える日」や国が定める「犯罪被害者週間」を警察広報紙等により周知したほか、各地の商業施設等において資料等を配布して広報した。 ○ 県内の小・中学校及び特別支援学校（9校）において交通死亡事故被害者遺族による講演「命の大切さ学習教室」を開催した。 ○ 犯罪被害者等が心情等をパネルに綴った「犯罪被害者のいのちのパネル展」を「命の大切さ学習教室」開催校や自動車教習所、各警察署等で展示した。 ○ 県内で発生した事件、事故又は県内在住の犯罪被害者等が心情等を綴った「犯罪被害者等の手記（第5集）」を街頭キャンペーン等、各種機会を捉え、県民に配布した。 ○ 運転免許センターに「犯罪被害者等の手記」や「命の大切さ学習教室」に参加した児童生徒等が講師に宛てた手紙などを設置した。 ○ 県内の大学生5人を「犯罪被害者支援大学生ボランティア」として登録し、犯罪被害者支援の街頭キャンペーンや行事の運営に活用して広報啓発活動を推進した。 ○ 大学生ボランティアが遺族や（公社）秋田被害者支援センター支援活動員とともに、交通安全のお守りを作成する活動を推進し、犯罪被害者週間「県民のつどい」において約200個のお守りを配布した。 ○ 安全運転管理者講習を始めとした講習や各種講話において、犯罪被害者等の手記を活用し、周知を図った。	県民生活課 警察本部（警務課） （交通企画課）
(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進 各種機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く県民に周知し、その理解促進を図る。	○ 「犯罪被害を考える日」における啓発キャンペーンや犯罪被害者週間「県民のつどい」の開催等により広報啓発活動を行うとともに、市町村・県警察等の担当者を対象	県民生活課

	とした総合的対応窓口担当者研修会を実施し、適正な相談窓口業務の推進を図った。 ○ 性犯罪被害相談電話の全国共通ダイヤル「#8103」のポスター、リーフレットを関係機関・団体に配布し周知を図った。	警察本部 (警務課)
(3) 犯罪・事故発生状況等の情報提供 犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、県警察ウェブサイト等において、性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうる情報提供を行う。 また、交通事故の事故累計や年齢層別交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等についての周知を図る。	○ 警察本部関係各課と連携し、被害者等が特定されないよう配慮した上で、犯罪や交通事故の発生状況等について、県警察ウェブサイトに随時掲載するとともに、広報誌「秋田のまもり」をはじめ各種広報媒体を有効活用し、積極的な情報提供に努めた。 ○ 県警察ウェブサイトに特殊詐欺情報等を掲載し、県民に注意喚起するとともに、各種広報媒体やネットワークを活用し、犯罪発生情報、警戒情報、地域安全活動の取組等を発信するなど、地域安全活動を総合的に推進した。また、生活安全企画課、各警察署で県庁出前講座「特殊詐欺の被害防止について」を74回2,588人を対象に実施した。 ○ 県警察ウェブサイト、秋田県オープンデータサイトに毎月末の犯罪統計資料（刑法犯の認知、検挙状況）を継続して掲載し、県民への情報提供を行った。 ○ 年間の交通事故発生状況をまとめた「交通統計」350部を作成し、関係機関等に配布して県民への周知に努めた。 ○ 県警察ウェブサイトに交通事故発生状況（土日祝日を除く毎日）、死亡事故発生状況（随時）等を掲載し、県民に注意喚起するとともに、各種広報媒体を活用して交通事故等の実態（分析結果）の周知に努めた。	警察本部 (広報広聴課) (生活安全企画課) (刑事企画課) (交通企画課)
(4) 家庭における命の教育への支援 各家庭において、命の教育が推進されるよう、情報提供や学習機会の場の設定、地域人材を活用した家庭教育支援チーム等のチーム型支援の充実、学校・家庭・地域の連携・協働の推進等、家庭教育に関する地域の取組を支援する。	○ 次の市町がチームによる家庭教育支援を実施した。 ・秋田市 ・能代市 ・横手市 ・大館市 ・男鹿市 ・湯沢市 ・潟上市 ・北秋田市 ・にかほ市 ・小坂町 ・大仙市 ・美郷町 (12市町19チーム) ○ 生涯学習センターにおいて、家庭教育支援指導者等研修を実施した。 年4回の研修で、のべ148名が受講した。 ○ 県庁出前講座（生涯学習課、北教育事務所、南教育事務所）で普及啓発を図った。 ・テーマ「家庭教育の充実」 26回実施し、のべ669名が受講した	生涯学習課
(5) 大学生に対する犯罪被害者等支援に係る理解の促進 大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思	○ 県内の大学生5人を「犯罪被害者支援大学生ボランティア」として登録し、犯罪被害者支援の街頭キャンペーンや行事の運営に参加したほか、犯罪被害者等の講演の聴	警察本部 (警務課)

い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の かん養及び規範意識の向上等を図る。	講、研修や犯罪被害者等との交流会などを 開催して犯罪被害者等の現状や心情、被害 者も加害者も出さない社会を希求する思い、 支援の必要性等の理解促進を図った。 ○ 警察本部の心理カウンセラーが、教員養 成実地指導講師として、秋田大学教育文化 学部３・４年生、大学院生、現職教員など を対象に警察の被害者支援に関する講義を 行った。また、講義に合わせて秋田大学附 属図書館において「犯罪被害者のいのちのパ ネル展」を開催し、大学生が犯罪被害者等 の現状等を知る機会となった。	
(6) 県警察による「命の大切さ学習教室」の推進 小・中学校や高校生に対する犯罪被害者等による講演会「命 の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力へ の意識のかん養、犯罪を犯してはならないという規範意識の向 上等を図る。	○ 「命の大切さ学習教室」の開催校におい て、「犯罪被害者等の手記」を活用した事前 学習を行うとともに、同教室開催の数日前 から「犯罪被害者のいのちのパネル展」を展 示するなど、児童・生徒が講演内容をより 深く理解することができるよう効果的に推 進した。 ※ 命の大切さ学習教室 ９校 (小学校５校、中学校２校、特別支援学 校２校)	警察本部 (警務課)

２ 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実（基本法第２０条関係）

第４次基本計画で示した施策の内容	令和６年度事務事業実績の概要	担当課
(1) 犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実 各学校において、全ての教職員に対し、犯罪被害者等支援の 必要性と関係機関の具体的な支援方法等を周知するとともに、 「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育の充 実を図る。 また、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、 一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、性犯罪・性 暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達 段階に配慮した教育の充実を図る。	○ 犯罪抑止のための教育の充実を図るため、 小学校、中学校においては、「防犯教室」等 に非行防止に向けた講話を盛り込んだり、 「薬物乱用防止教室」を実施したりした。 ○ 各校において、「薬物乱用防止教室」を実 施し、犯罪抑止のための教育の充実を図っ た。	義務教育課 高校教育課
(2) 「生命」の大切さを実感させる教育の推進 各学校において、道徳科や学級活動を含む各教科等における 指導の充実を一層図るよう努めるとともに、自然体験活動や集 団宿泊体験等の様々な体験活動を推進することで、生命や自然 を大切にする心を育成する。 また、生命尊重を中心とした道徳教育を「いのちの教育」と して推進し、県内３地区において、学校や家庭・地域が連携し ながら地域社会全体で命の大切さについての認識を深めるため のモデルづくりを行う。	○ 指導主事の学校訪問等における指導と ともに、県内１地区で、生命尊重を中心と した道徳教育を学校や家庭、地域が連携し て行い、地域社会全体で認識を深めるため のモデルづくり（いのちの教育あったかエ リア事業）を行った。 ○ 授業やホームルーム活動等における生徒 指導で「命を大切にする指導」、「性に関す る指導」の充実を図ることにより、生命の 大切さを育む教育を推進した。	義務教育課 高校教育課
(3) 犯罪被害者等の「人権教育」の推進 全ての人々が個人の尊厳や自由を確保し、社会において幸福 な生活を営むために欠かすことのできない権利である人権を正 しく理解し、互いに尊重し合う精神をかん養することを目的と する人権教育を、学校教育及び社会教育において推進する。	○ 初任者研修講座、中堅教諭等資質向上研 修講座、生徒指導研修講座等において「児 童虐待、いじめの防止」等に関する研修会 を実施した。また、各学校においては、教 科・領域等で人権を尊重する心の醸成に努	義務教育課

	めた。 ○ 公民科の授業等を通して、人権を正しく理解させ、互いに尊重し合う態度を育む教育を推進した。	高校教育課
(4) 子どもへの暴力防止のための参加型学習の推進 各学校において、「防犯教室」等児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する体験型の学習の充実を図る。	○ 小学校、中学校で「防犯教室」等を実施した。 ○ デートＤＶ予防教室等の実施を促し、暴力の加害者にも被害者にもならないための学習の充実を図った。	義務教育課 高校教育課
(5) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる教育の普及・啓発 学校教育を中心として、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させ、他者の生命・身体・自由を傷つけてはならないことを自覚させる教育の普及・啓発を推進する。	○ 人権などに関わる学習の副読本について、授業、集会等の様々な場面での活用を促した。 ○ 授業やホームルーム、生徒会活動、学校行事など様々な教育活動を通して、規範意識や倫理観、思いやりの心を育てる教育を推進した。	義務教育課 高校教育課
(6) 犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の推進 全ての教職員に対し、児童生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応についての研修等を充実する。 また、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応の充実を図る。	○ 初任者研修講座、中堅教諭等資質向上研修講座、生徒指導研修講座等において「問題行動等への対応」等に関する研修会を実施した。 また、３教育事務所、２教育事務所出張所、総合教育センター、秋田明德館高等学校にスクールソーシャルワーカーを２名（社会福祉士等の有資格者と教職経験者のペア）ずつ配置した。 ○ 小学校、中学校、高等学校の一貫した指導体制のもと、県内９地域において地域生徒指導研究推進協議会を開催するなど、学校が地域や関係機関と連携して、児童生徒の安全の確保と豊かな心の育成を図り、健全な青少年の育成を目指す取組を推進した。	義務教育課 高校教育課